

西宮市都市公園条例一部改正 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(使用料)</p> <p>第11条 法第5条第1項若しくは法第6条第1項若しくは第3項本文の許可、第3条第1項若しくは第3項の許可（同条第1項第5号に掲げる行為に係るものを除く。）若しくは第8条第1項の規定による有料公園施設の利用許可を受けた者又は公園駐車場を利用する者は、別表第2から別表第7までに掲げる額の使用料を納付しなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>	<p>(使用料)</p> <p>第11条 <u>次条に定めるものを除き、</u>法第5条第1項若しくは法第6条第1項若しくは第3項本文の許可、第3条第1項若しくは第3項の許可（同条第1項第5号に掲げる行為に係るものを除く。）若しくは第8条第1項の規定による有料公園施設の利用許可を受けた者又は公園駐車場を利用する者は、別表第2から別表第7までに掲げる額の使用料を納付しなければならない。</p> <p><u>(利用料金)</u></p> <p><u>第11条の2 第3条第1項若しくは第3項の許可（第20条第1号に掲げる都市公園における行為に係るものに限り、第3条第1項第5号に掲げる行為に係るものを除く。）若しくは第8条第1項の規定による有料公園施設（西宮市鳴尾浜臨海公園海づり広場に限る。）の利用許可を受けた者又は公園駐車場（西宮市鳴尾浜臨海公園南地区西駐車場に限る。）を利用する者は、第20条の規定により同条第1号に掲げる都市公園の管理を行う指定管理者に利用料金を納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 利用料金の額については、別表第3、別表第7及び別表第8に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。</u></p> <p><u>3 利用料金は、指定管理者の収入として收受させるものとする。</u></p> <p><u>4 指定管理者は、市長の承認を得て定めた基準により、利用料金を減額し、若しくは免除し、又は利用料金の全部若しくは一部を還付することができる。</u></p>

現 行				改 正 案																																																	
<p>(指定管理者)</p> <p>第20条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者に次に掲げる都市公園の管理を行わせるものとする。</p> <p>(1) 西宮市鳴尾浜臨海公園（<u>市道鳴第448号線より南側の部分に限る。</u>）</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第20条の2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 第8条第1項に規定する有料公園施設等の利用の許可に<u>係る申請の受理及び許可書の交付</u>に関する事務を行うこと。</p> <p>別表第1（第7条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">公園駐車場</td> <td><u>西宮市鳴尾浜臨海公園南地区東駐車場</u></td> <td><u>西宮市鳴尾浜2丁目</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>西宮市鳴尾浜臨海公園南地区西駐車場</td> <td>西宮市鳴尾浜3丁目</td> <td></td> </tr> </table> <p>別表<u>第2の2</u>（第11条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>区別</th> <th>単位</th> <th>単価(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3条第1項第1号に掲げる行為</td> <td>時間額</td> <td>1平方メートル</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>第3条第1項第2号に掲げる行為</td> <td>日額</td> <td>1箇所</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>第3条第1項第3号に掲げる行為</td> <td>時間額</td> <td>1平方メートル</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>				公園駐車場	<u>西宮市鳴尾浜臨海公園南地区東駐車場</u>	<u>西宮市鳴尾浜2丁目</u>		西宮市鳴尾浜臨海公園南地区西駐車場	西宮市鳴尾浜3丁目		区分	区別	単位	単価(円)	第3条第1項第1号に掲げる行為	時間額	1平方メートル	50	第3条第1項第2号に掲げる行為	日額	1箇所	3,000	第3条第1項第3号に掲げる行為	時間額	1平方メートル	2	<p>(指定管理者)</p> <p>第20条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者に次に掲げる都市公園の管理を行わせるものとする。</p> <p>(1) 西宮市鳴尾浜臨海公園（<u>西宮市鳴尾浜臨海公園海づり広場及び西宮市鳴尾浜臨海公園南地区西駐車場に係る部分に限る。</u>）</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第20条の2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 第8条第1項に規定する有料公園施設等の利用の許可に関する事務を行うこと。</p> <p>別表第1（第7条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">公園駐車場</td> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>西宮市鳴尾浜臨海公園南地区西駐車場</td> <td>西宮市鳴尾浜3丁目</td> <td></td> </tr> </table> <p>別表<u>第3</u>（第11条、<u>第11条の2</u>関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>区別</th> <th>単位</th> <th>単価(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3条第1項第1号に掲げる行為</td> <td>時間額</td> <td>1平方メートル</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>第3条第1項第2号に掲げる行為</td> <td>日額</td> <td>1箇所</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>第3条第1項第3号に掲げる行為</td> <td>時間額</td> <td>1平方メートル</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>				公園駐車場	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		西宮市鳴尾浜臨海公園南地区西駐車場	西宮市鳴尾浜3丁目		区分	区別	単位	単価(円)	第3条第1項第1号に掲げる行為	時間額	1平方メートル	50	第3条第1項第2号に掲げる行為	日額	1箇所	3,000	第3条第1項第3号に掲げる行為	時間額	1平方メートル	2
公園駐車場	<u>西宮市鳴尾浜臨海公園南地区東駐車場</u>	<u>西宮市鳴尾浜2丁目</u>																																																			
	西宮市鳴尾浜臨海公園南地区西駐車場	西宮市鳴尾浜3丁目																																																			
区分	区別	単位	単価(円)																																																		
第3条第1項第1号に掲げる行為	時間額	1平方メートル	50																																																		
第3条第1項第2号に掲げる行為	日額	1箇所	3,000																																																		
第3条第1項第3号に掲げる行為	時間額	1平方メートル	2																																																		
公園駐車場	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																																																			
	西宮市鳴尾浜臨海公園南地区西駐車場	西宮市鳴尾浜3丁目																																																			
区分	区別	単位	単価(円)																																																		
第3条第1項第1号に掲げる行為	時間額	1平方メートル	50																																																		
第3条第1項第2号に掲げる行為	日額	1箇所	3,000																																																		
第3条第1項第3号に掲げる行為	時間額	1平方メートル	2																																																		

現 行				改 正 案																
第3条第1項第4号に掲げる行為	時間額	1平方メートル	1	第3条第1項第4号に掲げる行為	時間額	1平方メートル	1													
<p>備考</p> <p>1 使用料が日額で定められているものについて、行為期間に1日未満の端数時間がある場合は、1日として計算する。</p> <p>2 使用料が時間額で定められているものについて、行為時間に1時間未満の端数時間がある場合は、1時間として計算する。</p> <p>3 使用する面積にこの表に定める単位に満たない端数がある場合は、当該単位に切り上げて計算する。</p> <p>4 使用料の額が100円に満たない場合にあつては、これを100円とする。</p> <p>別表第3(第11条関係)</p> <p>西宮市鳴尾浜臨海公園</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th colspan="2">区分</th> <th>使用料(入場1回当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">海づり広場</td> <td rowspan="2">釣り</td> <td>高校生以上</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>小学生及び中学生</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">見学(小学生以上)</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>				施設名	区分		使用料(入場1回当たり)	海づり広場	釣り	高校生以上	300円	小学生及び中学生	150円	見学(小学生以上)		100円	<p>備考</p> <p>1 使用料又は利用料金が日額で定められているものについて、行為期間に1日未満の端数時間がある場合は、1日として計算する。</p> <p>2 使用料又は利用料金が時間額で定められているものについて、行為時間に1時間未満の端数時間がある場合は、1時間として計算する。</p> <p>3 使用する面積にこの表に定める単位に満たない端数がある場合は、当該単位に切り上げて計算する。</p> <p>4 使用料又は利用料金の額が100円に満たない場合にあつては、これを100円とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p>			
施設名	区分		使用料(入場1回当たり)																	
海づり広場	釣り	高校生以上	300円																	
		小学生及び中学生	150円																	
	見学(小学生以上)		100円																	

現 行

別表第7(第11条関係)

使用料	
公園駐車場	駐車時間が1時間までの場合は100円とし、駐車時間が1時間を超える場合は、その超える30分までごとに100円を加算した額とする。

備考 使用料は、1回につき1日当たり1,000円(西宮市北山公園駐車場にあつては、800円)を上限とする。

(新設)

改 正 案

別表第7(第11条、**第11条の2**関係)

使用料 又は 利用料金	
公園駐車場	駐車時間が1時間までの場合は100円とし、駐車時間が1時間を超える場合は、その超える30分までごとに100円を加算した額とする。

備考 使用料は、1回につき1日当たり1,000円(西宮市北山公園駐車場にあつては、800円)を上限とする。

別表第8(第11条の2関係)

西宮市鳴尾浜臨海公園

施設名	区分	利用料金(入場1回当たり)
海づり広場	釣り	高校生以上
		小学生及び中学生
	見学(小学生以上)	
		300円
		150円
		100円

現 行	改 正 案
以上	<p><u>付 則</u></p> <p><u>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>2 改正後の西宮市都市公園条例の規定による利用料金の額の設定その他の準備行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。</u></p> <p><u>3 改正前の西宮市都市公園条例の規定により発行された西宮市鳴尾浜臨海公園海づり広場の利用に係る回数券については、令和10年3月31日までの間、引き続き使用することができる。</u></p> <p><u>4 この条例の施行の際、現に西宮市鳴尾浜臨海公園南地区東駐車場及び西宮市鳴尾浜臨海公園南地区西駐車場を利用している者で、この条例の施行の日以後に退場するものに係る同日前の利用に係る使用料の徴収については、なお従前の例による。</u></p> 以上